

議案第 1 2 9 号

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 11 月 25 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第 1 条 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 19 号及び第 20 号を削り、第 21 号を第 19 号とし、第 22 号から第 133 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 2 条 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 項第 3 号中「末日」の次に「。ただし、農業委員会の会長、会長職務代理者、委員及び農地利用最適化推進委員の能率給は農地利用最適化交付金確定後に当該年度の会計年度の末日までに支給する。」を加える。

別表中「

9	農業委員会会長	年額	312,000 円	条例第 6 条に規定する額。ただし、臨時又は調停に出席した場合は、費用弁償として、日額 2,000 円を支給する。
10	農業委員会会長職務代理者及び部会長	年額	276,000 円	
11	農業委員会委員	年額	252,000 円	

」を「

9	農業委員会会長	基本給 能率給	年額 312,000 円 予算の範囲内で 市長が定める額	条例第 6 条に規定する額。ただし、臨時又は調停に出席した場合は、費用弁償として、日額 2,000 円を支給する。
10	農業委員会会長職務代理者	基本給 能率給	年額 276,000 円 予算の範囲内で 市長が定める額	
11	農業委員会委員	基本給 能率給	年額 252,000 円 予算の範囲内で 市長が定める額	

」に改め、第 131 号を第 132 号とし、第 12 号から第 130 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

12	農業委員会農地利用最適化推進委員	基本給 年額 252,000 円 能率給 予算の範囲内で 市長が定める額
----	------------------	--

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 29 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。